

2023年8月29日作成

サステナビリティ開示

～ISSB基準開発動向と開示をめぐる諸課題～

公認会計士 森 洋一

※ 本スライドに記載の事項はISSB基準等にかかる森(筆者)の個人的見解を表すもので、ISSBの公式見解と異なる場合があります。

実際のISSB基準の利用にあたっては、原文の確認をお願いいたします。

資料作成2023年8月29日時点(その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

yoichi.mori@ms01.jicpa.or.jp

サステナビリティ情報開示に関する主要動向

IFRS財団：IFRSサステナビリティ基準の策定

- 2021年11月にISSB設置
- 2022年3月末に公開草案の公表
- **2023年6月に第1弾(全般要求事項+気候開示基準)の策定完了**
- 気候以外のテーマについては、順次検討開始(アジェンダ・コンサルテーション実施予定)

グローバル基準設定と
各法域における制度化・基準設定が並行して進展

欧州(EU)：CSRD(企業サステナビリティ報告指令)

- サステナブル・ファイナンス推進の観点から、非財務情報開示について制度整備
- 欧州版サステナビリティ基準の開発
- 欧州理事会と欧州議会の合意(2022年6月)→域外企業への影響、第三者保証(認定された監査人・保証提供者)

米国：SECが気候関連開示の高度化と基準化を提案

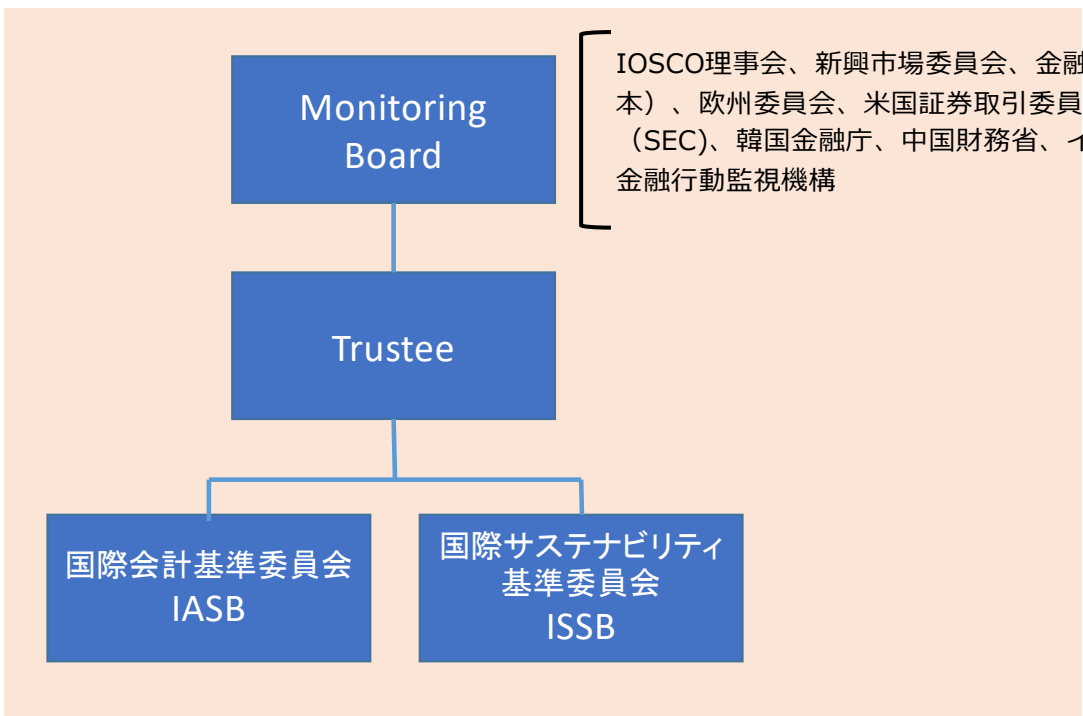
- SEC提出書類における気候関連情報(ガバナンス、リスク、財務的影響、GHG排出量情報等)の開示を要請
- 温室効果ガス情報について独立した証明(Attestation)を要請

日本：制度整備、国内基準整備に向けて進展

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示に関する要請追加(開示府令の改正)
- FASF(財務会計基準機構)にSSBJ(サステナビリティ基準委員会)を設置
- 内閣官房 人的資本可視化指針の公表

資料作成2023年8月29日時点(その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

政府(規制当局)と基準設定主体の関係



証券監督者国際機構

- 世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所から構成
- 証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定

各国・地域の政府



- サステナビリティ開示制度の整備
- サステナビリティ開示基準の採用
 - ISSB基準
 - ISSB基準をベースラインとする法域別基準

資料作成2023年8月29日時点（その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり）

ISSB IFRSサステナビリティ開示基準

IFRS S1 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項

2023年6月公表

S1基準	用語集	<u>サステナビリティ開示に共通して要求される事項を規定</u> <ul style="list-style-type: none">報告目的 [Why]コアコンテンツ[What]全般的特徴 [How]準拠表明
	適用ガイダンス	



IFRS S2 気候関連開示

2023年6月公表

S2基準	用語集	<u>気候関連のリスク・機会に特化した要求事項を規定</u> <ul style="list-style-type: none">報告目的 [Why]コアコンテンツ[What]
	適用ガイダンス	

リスク機会・指標の決定に際し、「参照・考慮」が求められる業種別ガイダンス

国際適用可能性向上の作業中
2023年中公表予定

SASB
スタンダード

2023年6月公表

気候開示
産業別
ガイダンス



ISSBの開発するガイダンス

企業によるISSB基準の適用を支援するため、ISSBは以下の3種類のガイダンスを開発。

ガイダンス種類	開発されるガイダンス(例示)
<ul style="list-style-type: none">● 適用ガイダンス<ul style="list-style-type: none">▶ <u>基準本体と同様の規範性</u>があり、適用することが求められる● 例示ガイダンス<ul style="list-style-type: none">▶ 基準と一緒に発行される文書で、基準の要求事項の適用方法を示し、また事例を用いて説明する▶ <u>規範性はない</u>● 教育マテリアル<ul style="list-style-type: none">▶ 独立で発行される基準の適用を支援するための資料▶ 規範性はない	<ul style="list-style-type: none">● S1関連<ul style="list-style-type: none">▶ 重要性の判断、サステナビリティ関連のリスク・機会の識別▶ 複数の産業にまたがる事業を営む場合の産業別指標の開示▶ 現在及び将来の財務的影響▶ 見積りの変更による比較情報の改訂▶ 判断、仮定及び見積りの開示● S2関連<ul style="list-style-type: none">▶ シナリオ分析▶ 産業別の気候変動開示▶ Scope 3 GHG排出量の測定▶ 連結グループと非連結投資先のGHG排出量の分解▶ GHG排出量の種類別の内訳▶ 資産運用業界等でのGHG排出量の分割▶ バリューチェーンにおけるサステナビリティ関連のリスク・機会の識別方法

IFRS S1号 開示要請

基準の目的

現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者

- ✓ 一般目的財務報告の主要な利用者が
- ✓ 企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用な
- ✓ サステナビリティ関連リスク・機会に関する情報

の開示を企業に要求すること



企業に対し、その短・中・長期のキャッシュフロー、ファイナンスへのアクセス及び資本のコスト(=企業の見通し)に影響する**全てのサステナビリティ関連リスク・機会**を報告することを要請。

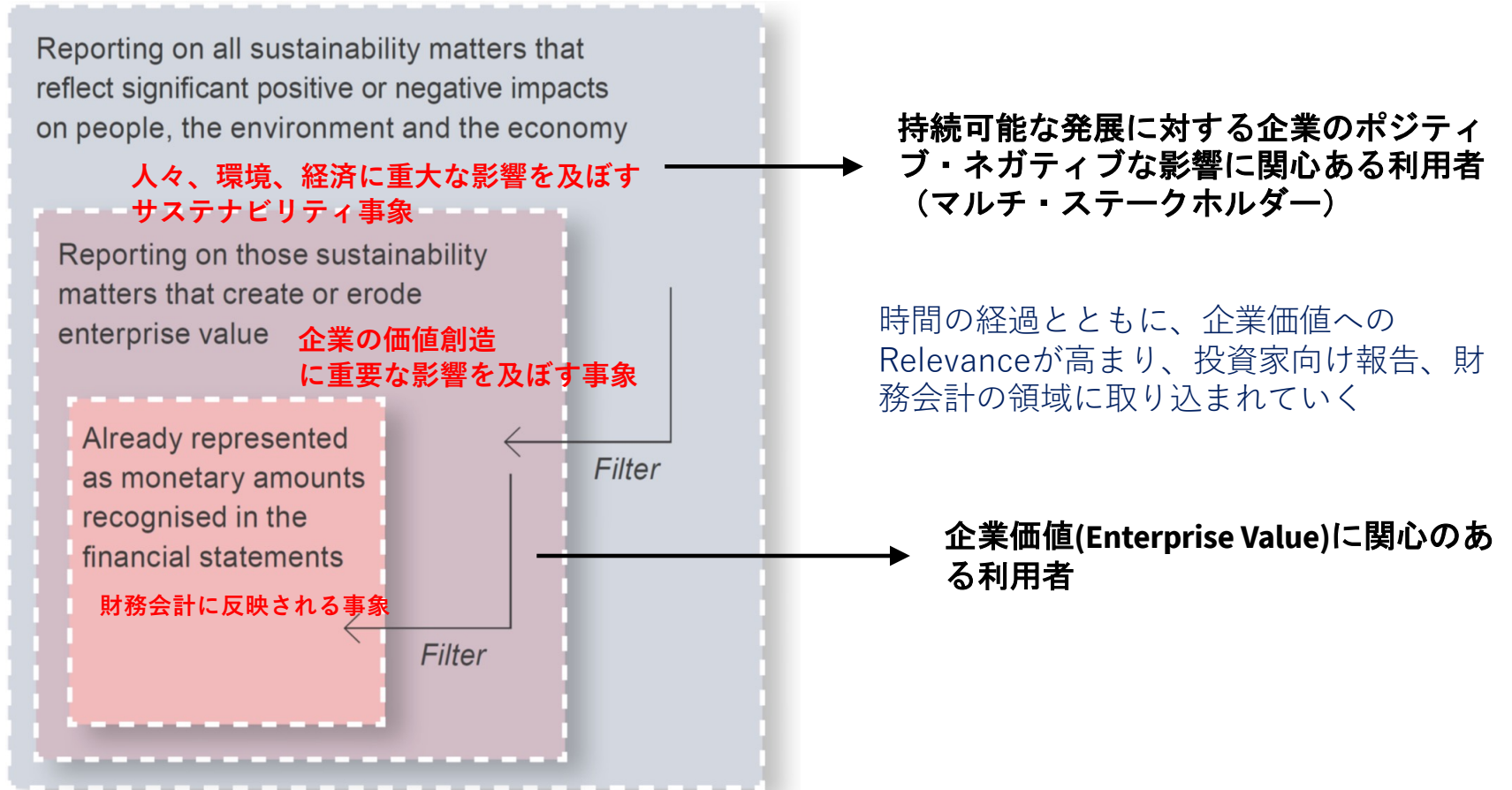
準拠表明

サステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。

適用開始

2024年1月以降に開始する報告期間から。早期適用を妨げない。

開示情報と想定利用者



S1: コア・コンテンツ

ガバナンス

サステナビリティ関連リスク機会をモニタリング及び管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続

- リスク機会の監督のためのガバナンス機関の役割
- 能力確保、情報提供、目標設定&実績モニタリング等
- ガバナンスプロセスにおける経営者の役割

戦略

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するためのアプローチ

- サステナビリティ関連リスク・機会(短中長期の時間軸とその定義も含めて開示)
- 当該リスク機会が、ビジネスモデル&バリューチェーン、戦略&意思決定、財務(財政状態、経営成績、CF)に及ぼす影響
- 重大リスクに対する戦略のレジリエンス

リスク管理

サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するために用いるプロセス

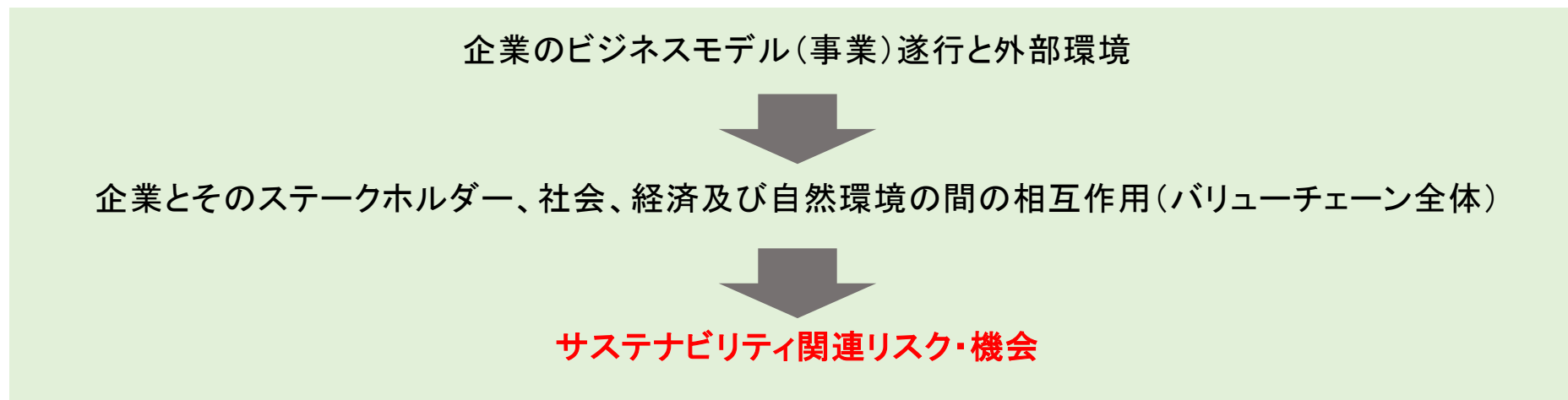
- リスク・機会の両側面に対するプロセス
- 企業の総合的なリスク管理プロセスへの統合状況

指標・目標

サステナビリティ関連リスク機会に関する業績
(企業の目標に対する進捗、法規制によって要求される指標を含む)

- IFRS サステナビリティ開示基準において定義された指標、その他の情報源から識別された指標及び企業自身が開発した指標から構成(46項)
- ビジネスモデル、事業活動、またはその他産業特性を反映
- 目標および実績の分析を含む

S1: サステナビリティ関連リスク・機会



自然、製造、知的、人的、社会及び財務の形態

企業が、資源・(他者との)関係性を基盤として、事業活動を遂行し、アウトプットを生み出すことを通じて、キャッシュフローを創出するとともに、そうした資源・関係性に影響を及ぼす。(S1 B2)

- ・ プラスの影響: 資源・関係性の保全、再創出、開発
- ・ マイナスの影響: 資源・関係性の劣化、枯渇

資料作成2023年8月29日時点(その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

図: 筆者作成

S1: 開示対象となる重要情報の決定

バリューチェーンやビジネスモデルの変化等の重大な変化や事象の発生の際には、リスク機会のスコップを再評価

企業内外の
情報ソース



サステナビリティ関連リスク・機会の特定
(54, 55, B6-B7)



各リスク・機会につき、
対象となるバリューチェーン範囲を決定

重要情報 (Material Information) の特定
(57-58, B19-B28)

重要性

参照・考慮を要求



SASBスタンダード

参照・考慮が可能



CDSBフレームワーク適用ガイダンス

他の基準設定主体による直近の公表文書

同じ産業・地域に属する企業
の識別したリスク・機会

- 持分等の売買、貸付等
- 経済的資源に関する経営者行動に対する権利行使（議決権行使、その他の影響）

- ある情報の省略、誤表示等が、利用者の意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該情報は重要(17項)。
- 企業固有の判断(B19)
- 開示全体を通じて判断(B21)
- 将来事象については、当該事象の財務的影響、アウトカム及び発生可能性等を考慮して決定(B22)
- 重要性は、毎期報告日において再評価(B28)

S1: リスク機会・開示情報の決定要因

出発点

自社の価値創造モデル(ビジネスモデル)の全体像

- 資本(資源・関係性)とのインプット・アウトプット
- バリューチェーン全体の考察
- リスク・機会の影響: 財務的影響に関する経路、大きさ、タイムフレーム(時間軸)

参照・考慮

個別開示基準

- 基本的に開示 : ISSB基準(S1コアコンテンツ, S2~テーマ基準における要請)
- 参照・考慮が必須 : SASB基準
- 任意 : 他の参考基準、同業他社事例の参照・考慮

重要性の判断基準

情報利用者(投資家)のニーズ

- ファンダメンタルズへの影響と経営者・取締役会の受託責任に関する評価を反映
- 多様な利用者に共通的なニーズ(Common information needs)を反映

S1: 情報の記載

情報の記載場所

- 企業の一般目的財務報告の一部として開示
- 他媒体との相互参照(クロス・リファレンス)が可能
 - ✓ 参照先レポートを元レポートで明示するとともに、個々の開示箇所まで相互参照することを要請

報告タイミング

- 原則1年、財務諸表と同期間を対象
- 財務諸表と同時に開示
 - ✓ 外部参照とした情報も同様
 - ✓ 初年度のみ緩和規定

開示における重要情報の明確な区分を要請

<不適切な例>

- 重要情報が他の追加的情報と明確に区別されていない。
- 説明が曖昧、不明確。
- サステナビリティ関連リスク・機会に関する重要情報が散乱
- 不適切な合算・集計
- 重要情報が重要でない情報によって覆い隠されていて、投資家が両者を区別できない。

S1: その他の要請

報告企業

- 財務諸表の報告企業範囲と同一

比較情報

- すべての指標について、前期に係る比較情報を開示
- 説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務開示に関する比較情報を開示

判断、不確実性

- 開示にあたり企業が下した重要な判断について、情報利用者が理解できるよう、必要な情報を開示（リスク機会の特定、参照した基準等）
- 開示数値に関する重大な不確実性について、該当する情報、不確実性の要因、測定における仮定、概算等に関する情報を開示

S2 気候関連開示:コア・コンテンツ

ガバナンス	気候関連のリスク・機会を監視・管理するためのガバナンスのプロセス、統制および手続 <ul style="list-style-type: none">気候リスク・機会に責任を負う機関全体的な経営監督行動における気候リスク・機会考慮の位置づけ気候リスク・機会評価における経営者の役割
戦略	気候関連のリスク及び機会に対処するための戦略 <ul style="list-style-type: none">気候関連リスク機会リスク機会がビジネスモデル、戦略・意思決定に及ぼす影響(関連する資金調達を含む)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響並びに短期、中期及び長期に予想されるインパクト気候関連リスクに対するレジリエンス
リスク管理	気候関連リスクの特定、評価、管理、軽減に関する企業のプロセス <ul style="list-style-type: none">気候関連リスクの識別プロセス影響の評価プロセス(影響の大きさ・発生可能性の評価、優先付け)企業全体のリスク管理プロセスへの統合
指標・目標	重要な気候関連のリスク・機会管理に関する状況を理解できるようにする情報 <ul style="list-style-type: none">全企業対象の指標業種別の指標取締役会・経営者による独自設定指標

産業横断指標
産業別指標(S2付録)
を参照・考慮

S2: 戦略・意思決定

- 気候関連リスク機会が戦略・意思決定に及ぼす影響
 - ・ 企業のビジネスモデル、資源配分への影響(例:炭素集約的な操業の廃止、サプライチェーンの変更、その他の設備投資等)
 - ・ 緩和・適応に関する取り組み
 - ・ 移行計画
- 上記に伴う資源調達への変更
- 戦略の進捗に関する情報

S2: 気候レジリエンス

- 気候に関する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンスを示す情報を開示
- そのため、企業は気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を用いて、以下を開示
 - ・ 企業の気候レジリエンスに関する評価
 - ・ 気候関連シナリオ分析が、いつ、どのように実施されたか？

シナリオ分析に関する基本的なアプローチを提示(B1-B18)

S2: 指標

- GHGプロトコル(2004)、にもとづく算定を原則としつつ、法規制により、他の方法での算定が求められる場合には、当該方法の採用を認める。
- スコープ2排出はロケーション基準にもとづく排出量算定を要請
- スコープ3排出量については、見積もりにもとづく算定を想定していることを明示しつつ、情報の質を高めるための測定フレームワークを提示(B38-57)。GHGプロトコル・企業バリューチェーン(スコープ3)算定報告基準は参照されていない。

- GHG排出量:スコープ1、2、3(排出量情報、算定アプローチ、連結対象排出と他の投資排出(scope1,2)、カテゴリー別scope3排出)
- 気候リスク機会に関連する財務諸表数値
 - 移行リスクー脆弱な資産・事業活動の金額・割合
 - 物理的リスクー脆弱な資産・事業活動の量と額
 - 気候関連の機会ー対応する収入、資産、その他事業活動の割合
- 資本配分ー気候関連のリスクと機会に対して展開される資本支出、資金調達または投資額
- 内部炭素価格
- 報酬ー当期において気候関連の検討の影響を受けた経営者報酬の割合
- 業種別指標(産業別ガイダンスを参照)

S2: 金融排出 (Financed Emissions)

S2 適用ガイダンスにFinanced Emissions開示に関する要求事項を追加。
(公開草案では、産業別開示基準で要請していた)

資産運用

- スコープ1、2、3別の金融排出量 (absolute gross)
- 各金融排出カテゴリー別に、集計対象とした運用資産残高 (AUM) の総額
- 金融排出の算定対象としたAUMの全体に対する割合 (100%を下回る場合には、除外対象とした資産及びその額)
- financed emissionsの計算に用いた手法の説明

商業銀行・保険

- スコープ1、2、3別の金融排出量 (産業別、アセットクラス別)
- 各業種について、資産クラスごとの総量エクスポージャーの額
- 金融排出の計算に含まれる総量エクスポージャーの割合
- financed emissionsの計算に用いた手法の説明

- 適用初年度の開示免除規定あり。
- 投資銀行・証券に対するfacilitated emissionsの要求は方法論が未成熟のため、開示要請の対象外となった。(産業別ガイダンスにも含まれていない)

資料作成2023年8月29日時点 (その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

S2: Financed Emission の開示例(参考)

Disaggregationの方法についての規定はない。S1 B28,B29において、情報をあいまいなものせず、理解可能性を担保するのに必要な粒度での開示(集計・分解)が求められている。

Table 6: Financed emissions disclosure disaggregated between active and passive strategies

	Financed emissions (metric tonnes CO ₂ e)		
	Active strategies	Passive strategies	Total
Scope 1	12,880,551	27,300,950	40,181,501
Scope 2	2,983,115	8,120,335	11,103,450
Scope 3	43,771,005	103,799,005	147,570,010
Total disclosed	59,634,671	139,220,290	198,854,961
AUM (in CU) included	5.88bn	4.9bn	10.78bn
% of total AUM included (% of strategy-specific AUM included)	53.5% (98%)	44.5% (98%)	98% (N/A)

Note A: 2.0% of AUM, or CU220 million, is excluded from the financed emissions calculation, which represents cash held in the funds.

全スコープ排出について、AUMの98%を排出量算定に含めている。結果、2%のAUMが算定対象から外れている。

Table 8: Financed emissions disclosure disaggregated by asset class

	Financed emissions (metric tonnes CO ₂ e)		
	Long-term bonds	Publicly traded equities	Total
Scope 1	48,600,415	101,487,332	150,087,747
Scope 2	33,805,025	27,187,765	60,992,790
Scope 3	159,615,008	301,001,718	460,616,726
Total reported	242,020,448	429,676,815	671,697,263
AUM (in CU) included	22.15bn	36.65bn	58.8bn
% of total AUM included (% of asset class-specific AUM included)	36.9% (98%)	61.1% (98%)	98% (N/A)

Note A: 2.0% of AUM, or CU1.2bn, is excluded from the financed emissions calculation, which represents cash held in the funds.

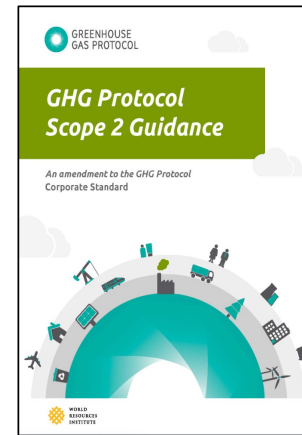
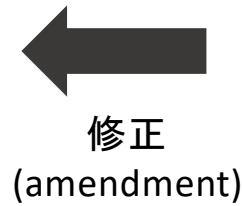
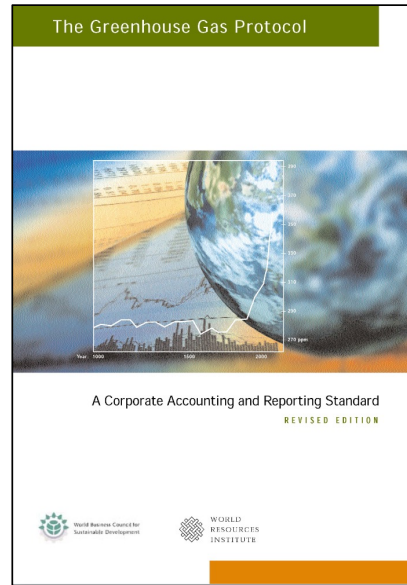
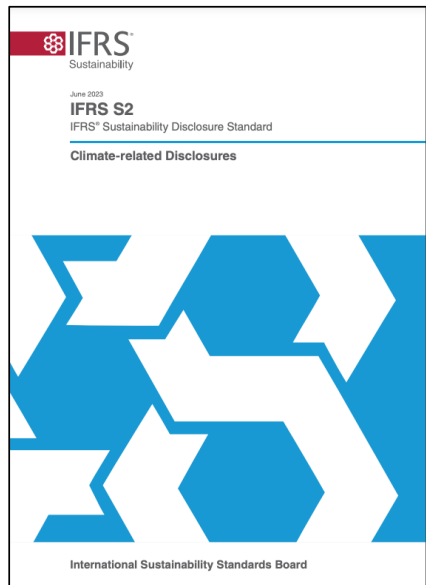
S2 Illustrative Examplesより抜粋

資料作成2023年8月29日時点(その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

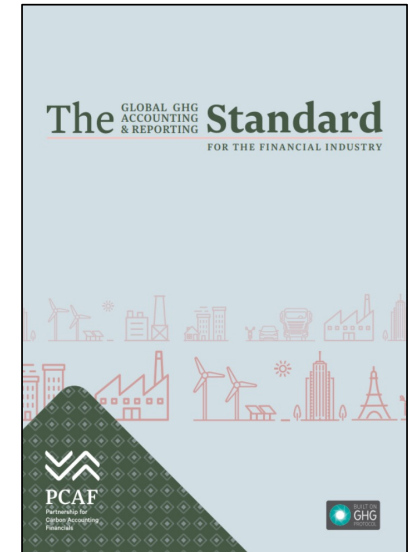
GHG排出量の算定基準

GHGプロトコル Scope2ガイダンス (2014)

GHGプロトコル
企業算定報告基準(2004)



PCAFグローバル
GHG算定報告基準
(2020)



Scope3算定報告基準(2011)



補完
(supplement)
GHGプロトコルとの同時
利用が可能

- GHG排出量(Scope1,2,3)につき、GHGプロトコル(2004)による算定を原則とする。他文書は直接参照されていない。
- ISSB基準の規定とGHGプロトコルとの間で相違がある場合、ISSB基準の要求事項が優先される。

PCAFが開発、
GHGプロトコルがレビュー

資料作成2023年8月29日時点(その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

図:ISSB基準、GHG Protocol記載事項をもとに筆者作成

S2: 目標

以下の目標を開示

- 気候関連の戦略的目標に向けた進捗を評価するために設定された定量的・定性的目標
- 法規制によって求められる目標

目標に関する説明

- 気候変動に関する最新の国際協定に関する目標との関係(33項h)
- 第三者により検証されているのかどうかの説明(34項a)

GHG排出量数値に関する目標

- 対象となる排出量を説明
- 総排出量・純排出量についての目標
- 目標におけるクレジットの利用

S2

産業別開示ガイダンス

- 11セクター68業種を対象に、産業別ガイダンスを提供

(EDではRequirementsとして提案されていたが、要求水準を引き下げた)

- サステナビリティ開示トピック・指標・活動指標から構成される。

- 気候以外の水、土地利用、化学物質等に関する開示トピック・指標も含まれている。

- 「住宅建設」業の例のように、一部のセクターに見られた米国基準にもとづく指標は、一般的な表現にされた。ただし、選択された開示トピック及び指標について変更はない。

資料作成2023年8月29日時点（その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり）

自動車 (63)	燃費・使用段階排出量	地域別の販売自動車加重平均燃費	重量、L/km、gCO ₂ /km、km/L	
		(1)ゼロエミッション車(ZEV)、(2)ハイブリッド車、の台数	数	
		(3)プラグインハイブリッド車の販売台数		
		燃費戦略および排出リスクと機会の議論	n/a	
半導体 (57)	温室効果ガス排出量	(1) 世界全体のスコープ1総排出量	トン (t) CO ₂ -e	
		(2) PFCガスの総排出量		
	スコープ1の排出、排出削減目標、およびそれらの目標に対する実績の分析を管理するための長期的および短期的な戦略または計画に関する議論		n/a	
	ものづくりに関するエネルギー管理	(1) 総エネルギー消費量、(2) 系統電力の割合、(3) 自然エネルギーの割合	GJ(ギガジュール)、%(%)	
	水の管理	(1) 総取水量、(2) 総排水量、総取水量に占める各地域の水使用量の割合(ベースライン水ストレスが高い地域または極めて高い地域)	千m ³ (m ³)、%(%)	
製品ライフサイクル管理	IEC 62474の申告可能物質を含む製品の収益別の割合		構成比 (%)	
	①サーバ、②デスクトップ、③ノートパソコンのシステムレベルでのプロセッサエネルギー効率		各種、製品カテゴリー別	
住宅建設 (35)	土地利用と生態学的影響	再開発用地引渡し戸数(1)区画数、(2)宅地引渡し戸数	数	
		水ストレスが高い、または極めて高い地域に配送される住宅数(1)区画数、(2)宅地引渡し戸数	数	
		環境規制に係る法的手続の結果生じた金銭損失の総額	報告通貨	
		環境配慮を現場選定、現場設計、現場開発・建設に統合化するプロセスの検討	n/a	
	資源効率の設計	(1)住宅エネルギー効率認証を取得した世帯数と(2)平均スコア		数、指数の得点
		節水効率基準にもとづき認定された節水器具設置割合		構成比 (%)
		第三者のマルチ属性グリーンビルディング基準に認定された住宅の引渡し戸数		数
		家庭設計に資源効率を組み込むことに関するリスクと機会の説明、および効果が顧客にどのように伝達されるか		n/a
	気候変動への適応	100年洪水ゾーンに該当する宅地数		数
		気候変動リスクに関する記述、組織的・ポートフォリオ・エクスポージャーの程度、リスク軽減のための戦略		n/a

ISSBにおける今後の活動

資料作成2023年8月29日時点（その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり）

ISSB アジェンダ協議

生物多様性、生態系、生態系サービス
人的資本
人権
報告における統合

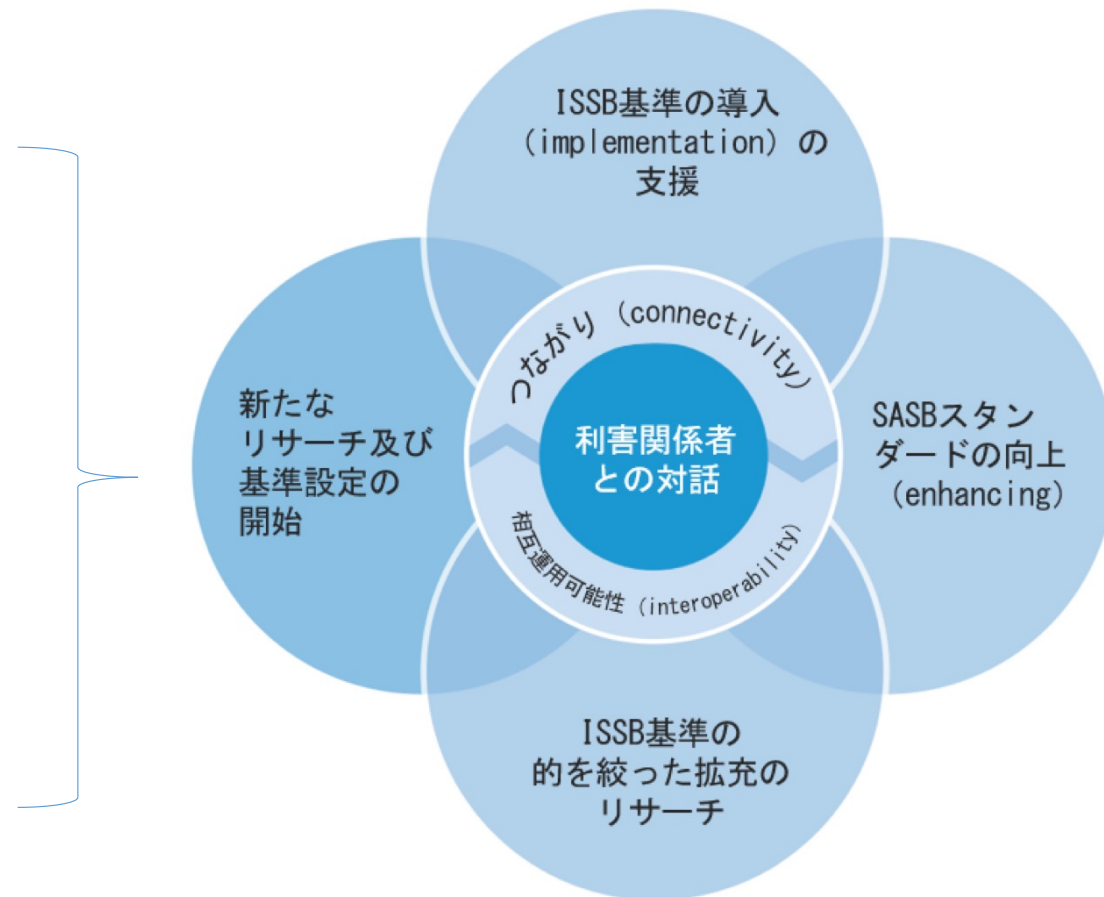


図:ISSB アジェンダ協議文書

ISSB SASB基準の国際化

- ISSBは、一部米国特有の指標を含むSASB基準の国際化(Internationalization)に取り組んでいる。
(2023年12月完了予定)

『SASB基準の国際的な適用可能性を向上させるための方法論』

公表時期等	2023年5月公表、90日間の意見募集
SASB基準を国際化する際のアプローチ	① 指標等につき、国際的に適用可能な参照に置き換える。 ② より一般化した定義とする。 ③ 各法域の法制度・方法論等を参照できるようにする。 ④ 国際的な適用が難しい指標等を削除する。 ⑤ 別の指標(国際的に適用可能なもの)に置き換える。
改訂版基準についての意見募集	現状、予定されていないものと考えられる。

グローバル基準設定に伴う重要課題

1. 国・地域レベルの開示制度・基準との接合性(インター・オペラビリティ)
2. 開示書類(有価証券報告書、会社法書類、任意報告書、データベース)
3. 財務諸表開示との結合性
4. 報告ガバナンス&プロセス(データ収集、モニタリング、開示タイミング)
5. 情報の信頼性確保(内部統制、第三者による保証)

複数の制度・基準要請への対応

- グローバルに展開する企業においては、国内制度だけでなくEUにおけるCSRD制度における要求事項に対応する必要がある。また、グローバル機関投資家のニーズに応じていく必要性が高まっている。
- こうした状況を踏まえると、将来の制度年次報告では、SSBJ基準だけでなくISSB基準や(域外企業向け)ESRSに同時に準拠して報告する実務が広がることが想定される。

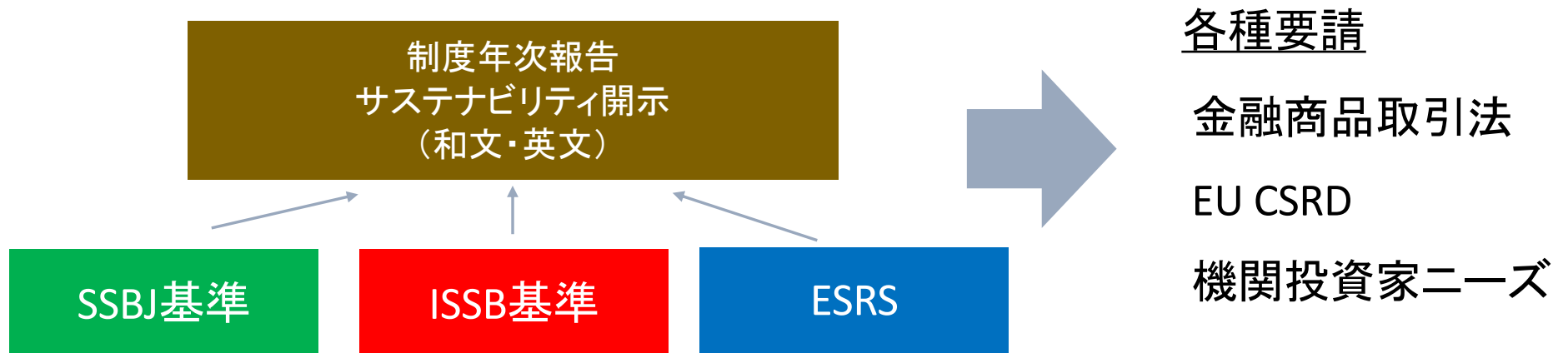
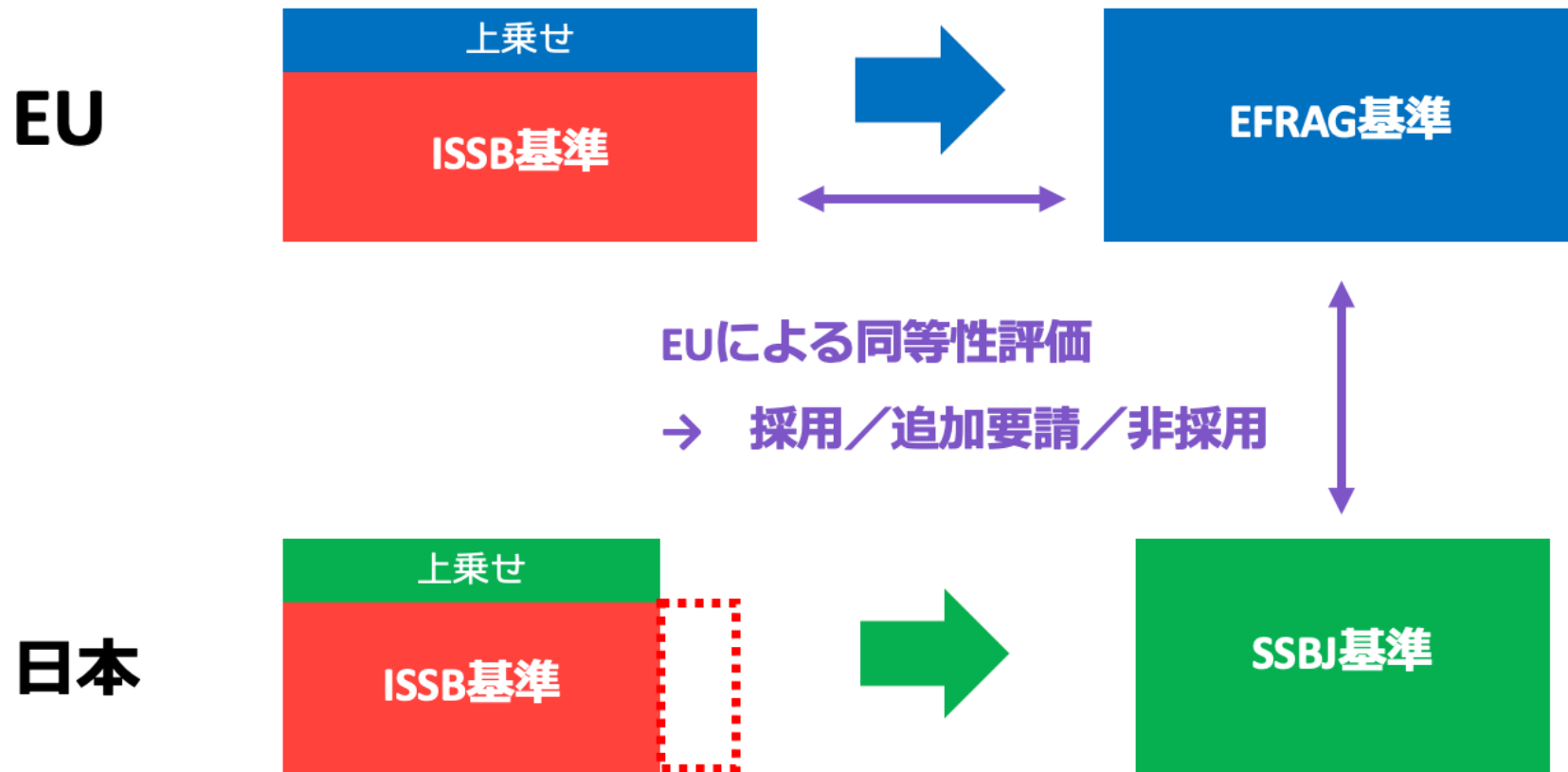


図:筆者作成

基準間のインターオペラビリティ



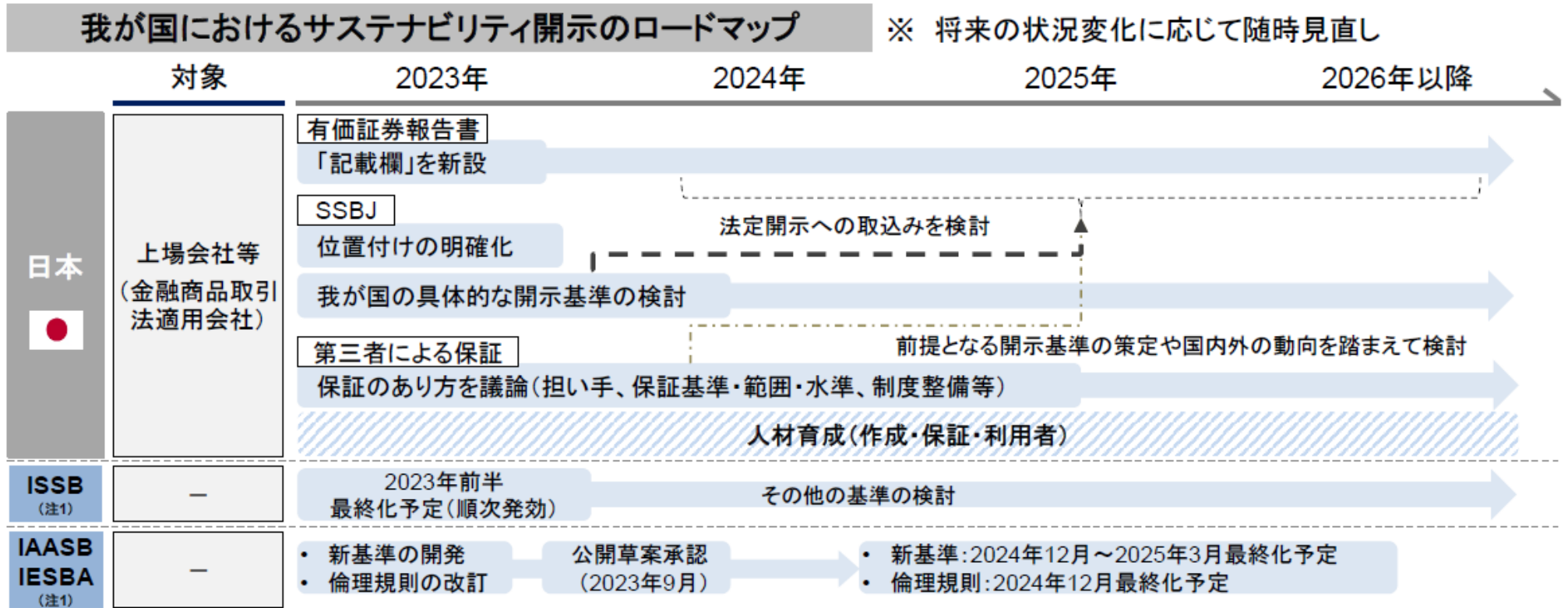
企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

2023年1月31日付けで金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正が公表された。

その中で、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」に関して、次の事項に関する改正がなされている。

- ① サステナビリティ全般に関する開示
- ② 人的資本、多様性に関する開示
- ③ サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組

サステナビリティ開示のロードマップ



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(注2)米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。
欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

資料作成2023年7月9日時点(その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

資料作成2023年8月29日時点(その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり)

SSBJによる基準開発の状況

SSBJ基準開発における基本的な考え方

- ▶ 高品質な基準
： **投資家の意思決定にとり有用な情報**が開示されるようにするため、市場関係者のニーズを踏まえ、適時に基準開発の要否及び基準開発の時期を検討
- ▶ 国際的に整合性のあるもの
： 日本基準を、**国際的な比較可能性を大きく損なわせない**ものとして開発し、これを対外的に示す。

SSBJ サステナビリティ開示基準に関する今後の計画

基準開発計画

公開草案	2023年度中(遅くとも2024年3月31日までに)公表
確定基準	2024年度中(遅くとも2025年3月31日までに)公表

- SSBJは、ISSBの文書の規範性を整理した上で、原則としてISSBが規範性があると位置付けた文書をSSBJ基準として開発する予定である。また、ISSBが規範性がないと位置付けた文書の内容について、規範性がないガイダンスを公表することがある。
- SSBJでは、次の3つの視点から、確定後のISSB基準を日本に適用するにあたって必要な論点について検討を実施する予定である。

S1基準案・S2基準案に対してSSBJからコメントを提出した事項

ISSBの再審議によって新たに追加された要求事項

日本の制度等に合わせて追加又は修正の検討が必要と考えられる事項

SSBJ基準開発における論点

日本版 S1 プロジェクトの論点リスト (2023 年 4 月 6 日時点)

No.	論点
1. S1 基準案に対して当委員会からコメントをした事項	
1-1	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示
1-2	報告の対象期間
1-3	現在の及び予想される財務的影響並びにつながりのある情報 (connected information) ※日本版 S2 プロジェクトの論点リスト 1-2 から移動
1-4	更新された見積りを反映した比較情報
1-5	外部組織による指針等の参照
1-6	法令により開示が禁止されている事項と準拠表明
1-7	複数事業を営む企業における考慮事項
2. ISSB の再審議において新たに追加された要求事項	
2-1	指標及び目標の目的
2-2	判断、仮定及び見積りの開示
2-3	報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報
2-4	機会に関する商業上の機密情報
3. 日本の制度等にあわせて追加又は修正の検討を事務局が提案する事項	
3-1	当委員会が開発する基準に追加すべきか検討することが考えられる概念及び用語 ① 一般目的財務報告及びその主要な利用者 ② 報告企業 (reporting entity) ③ 重要性がある (material) の定義 ④ 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性 ⑤ サステナビリティ関連財務開示の公表承認日 (date of authorisation for issue)
3-2	関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示

日本版 S2 プロジェクトの論点リスト (2023 年 4 月 6 日時点)

No.	論点
1. S2 基準案に対して当委員会からコメントをした事項	
1-1	戦略及び意思決定 (移行計画を含む) 並びに気候関連の目標
1-2	現在の及び予想される財務的影響 ※日本版 S1 プロジェクトの論点リスト 1-3 の「つながりのある情報」と統合
1-3	気候レジリエンス
1-4	温室効果ガス (GHG) 排出の測定
1-5	スコープ 1 及び 2 の GHG 排出
1-6	スコープ 3 の GHG 排出
1-7	ファイナンスに係る排出
1-8	内部炭素価格
1-9	報酬
2. ISSB の再審議において新たに追加された要求事項	
2-1	気候関連の目標に関して追加された要求事項
2-2	気候レジリエンスに関して追加された要求事項
2-3	GHG 排出全般に関して追加及び削除された要求事項
2-4	スコープ 2 の GHG 排出に関して追加された要求事項
2-5	スコープ 3 の GHG 排出に関して追加された要求事項
3. 日本の制度等にあわせて追加又は修正の検討を事務局が提案する事項	
-	現時点では該当なし

出典: 現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画 (4月6日公表)

※グレー部分: これまでのサステナビリティ基準委員会において審議した項目

グローバル基準設定に伴う重要課題

1. 国・地域レベルの開示制度・基準との接合性（インター・オペラビリティ）
2. 開示書類（有価証券報告書、会社法書類、任意報告書、データベース）
3. 財務諸表開示との結合性
4. 報告ガバナンス&プロセス（データ収集、モニタリング、開示タイミング）
5. 情報の信頼性確保（内部統制、第三者による保証）

財務諸表開示との結合性

ISSB

報告における統合プロジェクト

- ・コネクティビティについてのガイダンス
- ・国際統合報告フレームワークとMC実務記述書

IASB

気候関連リスクの財務諸表上の扱いについてのリサーチ開始

JICPA

環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」（公開草案）の公表

グローバル基準設定に伴う重要課題

1. 国・地域レベルの開示制度・基準との接合性(インター・オペラビリティ)
2. 開示書類(有価証券報告書、会社法書類、任意報告書、データベース)
3. 財務諸表開示との結合性
4. 報告ガバナンス&プロセス(データ収集、モニタリング、開示タイミング)
5. 情報の信頼性確保(内部統制、第三者による保証)

報告ガバナンス&プロセス(データ収集、モニタリング、開示タイミング)

- 制度開示の中で、連結グループを対象としつつ、タイムリーかつ信頼できる情報開示を実現する観点から、サステナビリティ開示に関する体制・プロセスの整備が必要となる。
- サステナビリティ開示、さらには企業開示全般において、コーポレートガバナンスや経営プロセスとの融合が注目されており、取締役会・経営者のリーダーシップに基づくサステナビリティ情報の収集・活用・開示に向けた議論が活発化。

IFRS財団/ISSB	<ul style="list-style-type: none">• 重要性の判断、サステナビリティ関連のリスク・機会の識別プロセスに関するガイダンス開発• 統合報告・コネクティビティにおけるプロジェクトにおいて、統合的思考(Integrated Thinking)を取り扱うことを検討。
米トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)	<ul style="list-style-type: none">• 内部統制 - 統合的フレームワークを用いて、サステナビリティ報告に関わる有効な内部統制を構築するための補足ガイダンスを公表
国際会計士連盟(IFAC)	<ul style="list-style-type: none">• サステナビリティ開示にかかる監査委員会の役割について検討中
経済産業省	<ul style="list-style-type: none">• サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するWGを設置し、サステナビリティ開示にかかるガバナンス・プロセスについて検討中。

サステナビリティ情報にかかるプロセス

1. 準備

- ▶ 開示目的の明確化
- ▶ 基本事項(開示媒体、作成基準、対象情報、組織範囲、タイミング等)の決定
- ▶ 開示にかかるガバナンス体制・プロセス(DXを含む)の整備

2. 経営上の対応

- ▶ ビジネスモデルの明確化(現在・将来)
- ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
- ▶ サステナビリティリスク・機会の特定(見直し)
- ▶ 重要リスクの影響評価
- ▶ 戦略立案とKPI(指標)決定

3. 開示情報の作成

- ▶ 開示対象情報の決定
- ▶ データ収集、指標算定、分析評価
- ▶ 記述情報(戦略、ビジネスモデル・リスク認識、ガバナンス、実績評価等)の作成

監督・監査

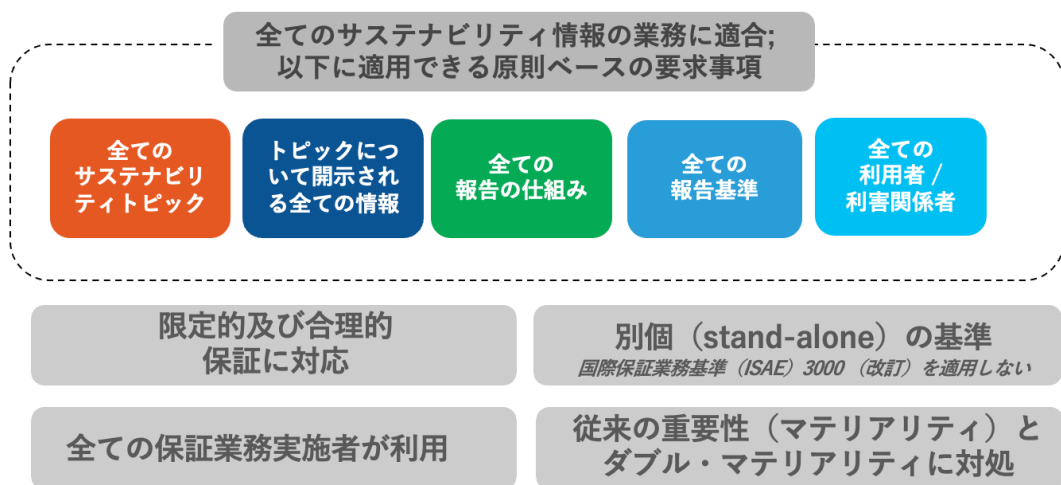
- 開示プロセスを通じた体系的監督・監査
- 監査役と(独立社外)取締役の連携
- 取締役会による開示の承認と対外説明

グローバル基準設定に伴う重要課題

1. 国・地域レベルの開示制度・基準との接合性（インター・オペラビリティ）
2. 開示書類（有価証券報告書、会社法書類、任意報告書、データベース）
3. 財務諸表開示との結合性
4. 報告ガバナンス&プロセス（データ収集、モニタリング、開示タイミング）
5. **情報の信頼性確保（内部統制、第三者による保証）**

サステナビリティ保証業務基準 (ISSA5000)

国際監査保証基準審議会 (IAASB) では、サステナビリティ情報の保証業務基準 (ISSA5000) 開発のプロジェクトを進めている。



- ISAE3000等既存の保証業務基準を基礎
- 監査法人・公認会計士以外の保証業務提供者においても適用可能な基準として開発。
- 2023年6月に公開草案を公表済み。2024年後期の最終化予定。

国際会計士連盟 (IFAC) ESG保証サーベイ

多くの法域で保証を受ける割合が増加。



資料作成2023年8月29日時点（その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり）

国際会計士連盟 (IFAC) ESG保証サーベイ

- 欧州では財務諸表監査とサステナビリティ情報の保証に関するタイミングがほぼ一致。
- 米国、日本等では、監査と保証のタイミングに大きなギャップが存在。



資料作成2023年8月29日時点（その後、新たな動向や変更が生じる可能性あり）

サステナビリティ開示のグローバル基準設定による影響(参考)

- 企業価値を起点とする開示
- 財務的影響の開示
- データの充実
- 報告期間、組織範囲等の統一
- バリューチェーン情報

企業

High Quality Reporting

投資家

サステナビリティに対する企業行動を後押し

- 経営・ガバナンス上の対応充実
- 気候等リスク分析の範囲拡大&精度向上
- バリューチェーンにおけるリスク・機会の捕捉と評価
- 目標設定・実績モニタリング
- サステナビリティ情報のデジタル化と組織配置上の対応
- ビジネスモデル転換やイノベーションの加速

サステナブル・ファイナンスの推進力

- ESGリスク・機会の企業価値への影響評価
- 指標・データにもとづく分析、投資行動への反映
- インデックス、運用手法、商品の開発
- エンゲージメントや議決権行使への反映

図:筆者作成